

〇とやまインキュベータ・オフィス条例

平成17年4月1日

富山市条例第191号

改正 平成17年9月30日富山市条例第337号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 創造性に富んだアイデア又は技術を基に事業化を図る者（以下「創業者」という。）を育成し、もって地域経済の発展に寄与するため、とやまインキュベータ・オフィス（以下「オフィス」という。）を設置する。

(位置)

第2条 オフィスの位置は、富山市中央通り二丁目3番22号とする。

(事業)

第3条 オフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の供用に関すること。
- (2) 創業者の交流の場の提供に関すること。
- (3) 創業者の事業活動の支援に関すること。

(施設)

第4条 オフィスに次に掲げる施設を置く。

- (1) インキュベータ・ルーム（以下「ルーム」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にオフィスの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) オフィスの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) ルームの使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オフィスの管理に関し市長が必要と認める業務

(ルームの使用対象者)

第5条 ルームを使用することができる者は、新たに事業を営もうとする者又は当該事業を開始してから5年未満の者であって、創業者であると市長が認めるものとする。

(使用の承認)

第6条 ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、とやまインキュベータ・オフィス使用資格審査委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

3 第1項の承認には、オフィスの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ルームの使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、オフィスの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認期間)

第 8 条 ルームの使用を承認する期間は、1 年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを 2 年を限度として延長することができる。

(使用の承認の取消し等)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第 5 条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第 6 条第 3 項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (5) 使用料を 2 月以上滞納したとき。
- (6) 正当な理由によらないで、1 月以上ルームを使用しないとき。
- (7) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 10 条 使用者は、別表に定める額（使用期間が 1 月に満たないときは、日割計算による額）の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 11 条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 1 2 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったときその他市長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

第 1 3 条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) ルームの電気の使用料

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

(使用権の譲渡等の禁止)

第 1 4 条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第 1 5 条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 1 6 条 使用者は、使用を終了したとき(第 9 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 1 7 条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用資格審査委員会)

第 1 8 条 市長の諮問に応じ、ルームの使用資格を審査するため、とやまインキュベータ・オフィス使用資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員 1 0 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び商工業者を代表する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のとやまインキュベータ・オフィス条例（平成14年富山市条例第9号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第337号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

| 種別 | 単位 | 金額（円） |
|------|------|--------|
| ルーム1 | 1室1月 | 24,640 |
| ルーム2 | | 23,540 |
| ルーム3 | | 18,260 |
| ルーム4 | | 18,260 |
| ルーム5 | | 25,080 |

| | | |
|-------|--|-------------|
| ルーム 6 | | 3 8 , 9 4 0 |
| ルーム 7 | | 4 4 , 0 0 0 |
| ルーム 8 | | 4 5 , 9 8 0 |